



## 保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 44, 2024年2月～3月)

**MAKING AN  
IMPACT THAT  
MATTERS**

*since 1845*

## 保険セクターの国際的な規制の動向（2024年2月～3月）

### 内容

A: ESAs、ビッグテック企業が提供する金融サービスにかかる調査を実施（2月1日） .....	3
B: 加 OSFI、金融機関に対する新たな監督の枠組みを公表（2月8日） .....	4
C: 米 NAIC、2024年の優先課題を公表（2月13日） .....	6
D: IAIS、IAIGsのリストを更新（2月14日） .....	7
E: 米 NAIC、ESGに関するステートメントを採択（2月21日） .....	8
F: FSB、2024年の作業計画を公表（2月26日） .....	8
G: 馬 BNM、気候ストレス・テストにかかる仕様書を公表（2月29日） .....	9
H: 馬 BNM、金融商品にかかる情報の開示規則（案）を公表（2月29日） .....	10

## A: ESAs、ビッグテック企業が提供する金融サービスにかかる調査を実施（2月1日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、欧州連合（EU）域内において金融サービスを営んでいるビッグテック企業にかかるストックテイキング調査を実施し、その結果を公表した。その概要は以下のとおり。

形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>①金融子会社の設立、②金融機関とのパートナーシップ、の2つの形態が認められた。</li> </ul>
ビッグテックの進出の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年、2022年に実施した同様の調査の結果と比較しても、ビッグテック企業による直接的な金融サービスの提供は、依然として限定的である。また、金融機関とのパートナーシップも、その数は限られている。</li> <li>他方で、EU域内の多くの監督当局は、米国におけるビッグテック企業による金融サービス事業の展開が欧州における将来のトレンドの指標になり得ると考えている。そうしたサービスには、後払い決済（buy now pay later）サービス、ペイメント分野における暗号資産関連のサービス、ステーブルコインの発行、デジタル・ウォレットの提供などが含まれ得る。</li> </ul>
潜在的な機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術的なインフラストラクチャーの共同利用：より統一された、ユーザーフレンドリーで、利用が容易な顧客インターフェースを通じて、技術的に優れたサービスを提供し得る。また、データ処理や分析ツール等の技術的なインフラストラクチャーのグループ内での共同利用により、より効率的なオペレーションを実現し得る。</li> <li>財務上の依存関係：流動性の確保や資金調達において、グループの財務リソースを活用し得る。</li> <li>構造上の依存関係：グループのガバナンスや規制コンプライアンスのチームを共有し得るほか、グループ内でのデータの共同利用もメリットをもたらし得る。</li> <li>戦略上の依存関係：複数の国において調和された戦略を採ることによって機会が創出され得るほか、顧客データのグループ内での共同利用は競争上の優位性をもたらし得る。</li> </ul>
潜在的なリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在的なリスクとしては、以下のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 技術的なインフラストラクチャーをグループ内で共同利用することによる、オペレーショナル・レジリエンスの脆弱化やサイバーセキュリティ・リスクの増加、および、風評リスクのグループ内での伝播</li> <li>- ガバナンスを共通化することによる、利益相反や不十分なリスク管理</li> <li>- データの濫用や顧客データの取扱いミス</li> <li>- 「デジタルのみ」でサービスを提供することによる、金融における排除（financial exclusion）</li> <li>- システミック・リスクの増加</li> </ul> </li> </ul>

- なお、欧州域内で免許等を受けているビッグテック企業のグループ会社とそのプレゼンスの概要は以下のとおり。

種別	ビッグテック企業	子会社	ホーム国	ホスト国
電子マネー	Alphabet (Google)	Google Payment Lithuania UAB	リトアニア	12
	Meta Platforms (Facebook)	Facebook Payments International Limited	アイルランド	14
	Amazon	Amazon Payment Europe SCA	ルクセンブルク	16
	Alibaba (Ant Group)	Alipay (Europe) Limited S.A.	ルクセンブルク	4
	Uber	Uber Payments B.V.	オランダ	10
	NTT Docomo	DOCOMO Digital Payment Services AG	リヒテンシュタイン	3
ペイメント	Alphabet (Google)	Google Payment Ireland Limited	アイルランド	13
	Tencent	Wechat	オランダ	2
クレジット	Orange	Orange Bank	フランス	3
	Rakuten	Rakuten Europe Bank S.A.	ルクセンブルク	13
保険	Tesla	Tesla Insurance ltd (insurer)	マルタ	1
	Vodafone	Vodafone Insurance Limited (insurer)	マルタ	9
	Amazon	Amazon EU Sarl (intermediary)	ルクセンブルク	2
	Apple	Apple Distribution International (intermediary)	アイルランド	2
	Orange	Orange Solvensko (Intermediary)	スロバキア	-

インプリケーション：欧州におけるビッグテック企業による直接的な金融サービスの提供は依然として限定的であることが分かるレポートである。ビッグテック企業が欧州における金融サービス事業の拠点としている国（ホーム国）を見ると、規制環境を見ながら、試験的にサービスを展開しようとしているとの印象も受ける。他方で、「米国におけるトレンドがいずれ欧州でも見られることとなる」との認識を有している監督当局もあり、今後、欧州の監督当局が規制・監督上の対応を行っていくか、注目に値する。

（参考）EIOPA ‘ESAs recommend steps to enhance the monitoring of BigTechs’ financial services activities’

## B: 加 OSFI、金融機関に対する新たな監督の枠組みを公表（2月8日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、過去25年間で最大のアップデートとなる、2024年4月から導入される金融機関に対する新たな監督上の枠組みを公表した。同枠組みの導入は、リスクベースでの監督を促進するとともに、よりタイムリーな監督上の介入を可能とするものとなる。主なアップデートには、以下のものが含まれる。
  - 金融機関の監督上の格付の4段階から8段階に細分化。
  - ビジネス・リスク、財務上のレジリエンス、オペレーショナル・レジリエンスおよびリスク・ガバナンスの4つのリスク評価のカテゴリーで評価するとともに、気候リスクの観点を追加。

■ 新たな監督上の枠組みにおける金融機関の格付のアプローチの概要は以下のとおり。

ティアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 規模、複雑性、システム上の重要性に基づき、金融機関を5つに階層化する。大規模な金融機関の子会社や関連会社も、そのリスク・プロファイルに応じて、ティアリングの対象となる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- ティア1：大規模かつ（もしくは）複雑で、システム上の重要性が最も高い金融機関</li> <li>- ティア2：大規模かつ（もしくは）複雑で、システム上の重要性が高い金融機関</li> <li>- ティア3：中規模でシステム上の重要性が中程度の金融機関</li> <li>- ティア4：小規模かつ（もしくは）複雑性が低く、システム上の重要度が低い金融機関</li> <li>- ティア5：極めて小規模で、複雑でなく、システム上の重要性が非常に低い金融機関</li> </ul> </li> </ul>
全体的なリスク格付	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融機関の全体的なリスク格付（Overall Risk Rating：ORR）では、以下のリスク・カテゴリーを勘案する。なお、気候リスクは、以下の全てのリスク・カテゴリーの評価において勘案する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- ビジネス・リスク</li> <li>- 財務上のリスク</li> <li>- オペレーショナル・レジリエンス</li> <li>- リスク・ガバナンス</li> </ul> </li> <li>• ORRとティアリングの関係は以下のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- ティア5の金融機関については、上記の4つのカテゴリーを勘案したORR（1～8）を付与。</li> <li>- ティア1～4の金融機関については、各カテゴリーについて1～8の格付を付与。最も低いカテゴリーの格付を出発点として、ORRを決定。</li> <li>- ティア1～3の金融機関の内部評価では、追加的なリスクのより詳細な分析を勘案。</li> </ul> </li> </ul>
ORR	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融機関は、ORRに基づき、4つのステージに分けられる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- ステージ0：ORR1～4。ステージ4はウォッチリストのステータス。</li> <li>- ステージ1：ORR5。早期警戒のステータス。2年以内に破綻することは想定されない。</li> <li>- ステージ2：ORR6。健全性について重大な懸念がある状況。2年以内に破綻することも想定され得る。</li> <li>- ステージ3：ORR7。1年以内に破綻することが想定され得る。</li> <li>- ステージ4：ORR8。破綻の懸念が極めて高い。</li> </ul> </li> </ul>

インプリケーション：リスクベースでの監督上の枠組みにおける金融機関のリスク評価について、ビジネス・リスク、財務上のレジリエンス、オペレーショナル・レジリエンスおよびリスク・ガバナンスの4つのカテゴリーに加え、気候リスクの観点を追加している点は注目に値する。カナダにおける今後の金融監督において、気候変動に対するリスク管理等の取組みがより一層重視されることも予想される。

（参考） OSFI ‘OSFI releases new Supervisory Framework to modernize financial supervision’



## C: 米 NAIC、2024 年の優先課題を公表（2 月 13 日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、2024年の戦略上の優先課題を公表した。その概要は以下のとおり。

気候変動とレジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NAICが提案している「保険会社のための全米気候レジリエンス戦略」は、統一的手法、データ収集や活用、および、レジリエンスを確保するためのアクションを提供するものである。</li> <li>• NAICは、新たなレジリエンス・ツールの開発を模索し、災害が生じる前の低減施策のためのファンディングを唱道し、また、州当局のためにシナリオ分析のリソースを開発する。</li> </ul>
財務の健全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NAICの「保険会社の資産運用規制のための枠組み」は、格付機関への盲目的な依存を低減し、NAICの証券評価局（Securities Valuation Office）の役割を現代化するものとなる。</li> <li>• その他、経済シナリオ・ジェネレータの開発や、保険会社の仕組債への投資にかかるキャッシュ・フローの透明性や評価の正確性に資する資産十分性テストの枠組みの実施などが優先的な課題となる。</li> </ul>
募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 州当局は、不適切な保険募集から消費者を保護するため、あらためて多面的な施策を講じる。また、議会や連邦当局と連携して、消費者が保険会社の免許のステータスを確認するためのツールを開発する。</li> <li>• NAICは、Medicare Advantage（※国が運営する、65歳以上の高齢者と障がい者のための医療保険制度であるメディケアが承認した民間企業のプラン。）マーケットに対する州当局の権限を回復することを、引き続き議会に対して求めていく。</li> </ul>
人種とプロテクション・ギャップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NAICは、プロテクション・ギャップの解消と金融包摂の拡大に焦点を当て、法規制の変更の提案などを念頭に置き、取組みを進める。</li> </ul>
AIとサイバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険会社によるAIの利用とサイバー・リスクについて、NAICは、教育やエンゲージメントの機会のさらなる創出、NAICのAIの利用に関するモデル公報の採択をサポートするための施策の実施、トレンドのモニタリング、サードパーティによるデータや予見モデルの監督のための規制上の枠組みの提案、および、サイバーセキュリティ・イベント対応計画の開発などに注力する。</li> <li>• 州当局は、消費者の機微情報の保護のための取組みに注力する。</li> </ul>

インプリケーション：「人種とプロテクション・ギャップ」および「AIとサイバー」が2024年の保険監督における優先課題として取り上げられている点には特段の違和感はない。他方で、保険募集（不適切な募集からの保険契約者の保護）が課題の一つとされていることは興味深い。気候変動とレジリエンスについては、記事Eで取り上げている「ESGに関するステートメント」との関係でどのように進展するのか、注目に値する。

（参考）NAIC ‘NAIC Announces 2024 Strategic Priorities’

## D: IAIS、IAIGs のリストを更新（2月14日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、「国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Groups：IAIGs）」のリストを更新した。同リストでは、19の国・地域から以下の57の保険グループがIAIGsとして登録されている。（※2023年6月時点では、17の国・地域から52の保険グループがIAIGsとして登録されていた。）

アジア・オセア ニア（9）	QBE Insurance Group Limited (Australia)	MS&AD Insurance Group Holdings, Inc. (Japan)
	FWD Group Holdings Limited (Hong Kong)	Sompo Holdings, Inc. (Japan)
	Prudential Plc (Hong Kong)	Tokio Marine Holdings, Inc. (Japan)
	AIA Group Limited (Hong Kong)	Great Eastern Holdings Group (Singapore)
	Dai-ichi Life Holdings, Inc. (Japan)	
欧州（28）	Vienna Insurance Group AG (Austria)	Assicurazioni Generali S.p.A. (Italy)
	Ageas SA/NV (Belgium)	NN Group N.V. (Netherlands)
	Sampo Group (Finland)	Grupo Mapfre (Spain)
	AXA (France)	Nordea Liv Försäkringsgrupp (Sweden)
	BNP Paribas Cardif (France)	Baloise Group (Switzerland)
	CNP Assurances (France)	Helvetia Group (Switzerland)
	COVEA (France)	Swiss Life Group (Switzerland)
	Crédit Agricole Assurances (France)	Swiss Re Group (Switzerland)
	GROUPAMA (France)	Zurich Insurance Group (Switzerland)
	SCOR (France)	Aviva plc (UK)
	SOGECAP (France)	British United Provident Association Limited (UK)
	HDI Haftpflichtverband der Deutschen Industrie V.a.G. (Germany)	Legal & General Group Plc (UK)
	Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft Aktiengesellschaft in München (Germany)	M&G plc (UK)
	Allianz SE (Germany)	Phoenix Group Holdings plc (UK)
米州（18）	Aegon Ltd. (Bermuda)	Athene Holding Company (US)
	Athora Holding Ltd. (Bermuda)	Liberty Mutual Insurance Group (US)
	Canada Life Assurance Company (Canada)	Reinsurance Group of America, Incorporated (US)
	Intact Financial Corporation (Canada)	Pacific Life Insurance Company (US)
	Manufacturers Life Insurance Company (Canada)	Berkshire Hathaway, Inc. (US)
	Sun Life Assurance Company of Canada (Canada)	Prudential Financial, Inc. (US)
	Fairfax Financial Holdings Limited (US)	American International Group (US)
	CAN Financial (US)	MetLife, Inc (US)
	Markel Group (US)	Chubb Group of Companies (US)
その他（2）	Old Mutual Limited (South Africa)	Sanlam Limited (South Africa)

インプリケーション：IAISが策定した保険監督の国際基準であるComFrame（2024年中に最終化される予定の保険資本基準（ICS）を含む。）の適用対象となる国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の数が、この半年ほどで5社増えている。なお、欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、欧州域内に本拠を有するIAIGsについて、以前より「同リストは情報目的のものであり、（IAISの）ComFrameとの関係のみで用いられる」とのスタンスを表明しており、このことから、欧州ではICSはIAIGsにのみ適用されるのではないかと推察される。

（参考）IAIS ‘Register of Internationally Active Insurance Groups based on information publicly disclosed by group-wide supervisors’

## E: 米 NAIC、ESG に関するステートメントを採択（2月21日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、保険セクターのためのESGにかかる方針に関するステートメントを採択した。同ステートメントの概要は以下のとおり。
  - ESGは、金融セクター、規制・立法機関、その他の国内外のステークホルダーの間において、議論的になっている。ESG方針の米国の保険セクターとその監督への適用可能性に関する質問に対し、NAICは以下のように考えている。
  - NAICは、保険会社が、引受け、資産運用もしくはその他の事業にかかる意思決定を統制するESG方針を採択することを保険会社に対して要請もしくは禁止することを目的とする規制上の方針を設けることは意図していない。
  - NAICは、保険会社、規制当局、基準設定者および政策決定者に対して、ESG方針を採択する場合、指標の信頼性、ならびに、ESG方針が保険会社の財政状態および保険商品やサービスの利用可能性と購買可能性に与える影響を検討することを慫慂する。
  - NAICは、立法者、政策決定者およびステークホルダーに対して、ESG関連の法律や大統領令（executive action）を検討する際、それらの提案が保険セクターのソルベンシーと金融安定に与え得る影響を議論するため、州の保険当局にコンタクトすることを求める。

インプリケーション：NAICレベルでの（＝各州が協調する形での）保険規制・監督の文脈でのESGの検討はストップしたとも解釈し得るステートメントである。そうであるとすれば、本ステートメントは、保険監督者国際機構（IAIS）におけるESG／サステナビリティにかかる取組みにも何らかの影響を与え得るのではないかと思料される。

（参考）NAIC ‘NAIC Members Adopt Statement on ESG’

## F: FSB、2024年の作業計画を公表（2月26日）

- 金融安定理事会（FSB）は、2月28日から29日にかけて開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議に先立ち、2024年の包括的な作業計画を公表した。同作業計画は、中核となる要素として、①2023年の銀行セクターにおける混乱からの教訓も踏まえた、金融システムにおける脆弱性の特定とそれへの対応、②ノンバンク金融仲介（NBFI）、③デジタル・イノベーション、④気候変動、⑤クロスボーダー送金、の5つをあげている。それぞれの概要は以下のとおり。

金融システムの脆弱性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FSBは、2023年の銀行の破綻からの教訓を検証し、主要な特性（Key Attributes）が定める国際的な枠組みが健全であることを確認した。他方で、公的セクターのバックストップ・ファンディング・メカニズム、（バйлインと組み合わせた）事業の移転や売却などの破綻処理のオプションの実行可能性、ソーシャル・メディアやデジタル・イノベーションが破綻処理に与える影響など、今後検討を要する事項も特定された。</li> </ul>
------------	---



	<ul style="list-style-type: none"> <li>加えて、FSBは、金融システムにおける金利と流動性リスクの分析や、新たな技術やソーシャル・メディアを踏まえた預金の取付けに関連する脆弱性の調査を行っている。</li> </ul>
NBFI	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセット・マネジメントにおける主たる構造的な脆弱性は、オープンエンド型のファンドにおけるファンド投資の流動性とファンド・ユニットの日々の償還との間の潜在的なミスマッチである。G20メンバー国は、FSBの提言（以下を含む。）を採択し、可及的速やかに実施することが重要となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>FSBメンバー国は、特定されたMMFの脆弱性に対応するため、政策の枠組みをレビューし、対応手段を採択すべきである。最低流動性要件などの関係する対応手段がすでに整備されている場合、FSBメンバー国は、利用の実効性を確保し、MMFのレジリエンスの十分性を維持するため、それらの対応手段の再評価の可否を検討すべきである。</li> </ul> </li> </ul>
デジタル・イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSBは、暗号資産市場、トークン化、人工知能（AI）等におけるデジタル・イノベーションが金融安定に与える影響を引き続きモニタリングし、資産のトークン化とAIが金融安定に与える影響に関するレポートを作成する。</li> <li>暗号資産およびグローバル・ステーブルコインの取決めにかかるFSBの規制・監督の枠組みの確実な実施は、2024年以降の重要事項の一つである。</li> <li>金融の全てのパーツにおけるデジタル化の加速は、グローバルな金融システムの相互関連性を高め、それによって、一つの金融機関におけるサイバーやオペレーション上のインシデントが他国やセクター間に伝播する可能性が増す。FSBは、インシデントのタイムリーで正確な報告を確保するためのインシデント報告のテンプレートを開発中である。</li> </ul>
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSBは2024年、気候関連の財務リスクが金融安定に与える影響の理解を深め、また、移行計画と金融安定との関係性を整理する。</li> </ul>
クロスボーダー送金	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSBは、安全性を維持しつつ、クロスボーダー送金のスピード、コスト、透明性および包摂性を向上するため、AML/CFTの専門家を含む、官民での協力関係を強化してきている。</li> </ul>

インプリケーション：FSBの重点事項のうち、保険セクターからの目線では、デジタル・イノベーションや気候変動にかかる取組みには注目し得るほか、銀行セクターにおける破綻処理の枠組みのアップデートが保険セクターの破綻処理の枠組みの整理に影響する可能性も考えられる。

（参考）FSB ‘FSB Chair’s letter to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors: February 2024’

## G: 馬 BNM、気候ストレス・テストにかかる仕様書を公表（2月29日）

- マレーシア中央銀行（BNM）は、2024年の気候リスクにかかるストレス・テストのメソドロジー・ペーパーを公表した。同ペーパーの主な内容は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年の気候リスクにかかるストレス・テスト（CRST）は、以下の分野における金融機関のケイパビリティの高度化を図ることを目的とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の事業とオペレーションが気候関連のリスクによってどのような影響を受け得るかについて、金融機関の全役職員の理解と見識を高めること。</li> </ul> </li> </ul>
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 気候関連のリスクに対する金融機関のリスク・エクスポージャーの特定と計測の改善につながり得る新たなアプローチを模索すること。</li> <li>- データ、計測、メソドロジー、技術およびケイパビリティ等にかかるギャップを特定すること。</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 銀行および保険会社（海外拠点のエクスポージャーは対象外。）。ただし、デジタル銀行およびインベストメント・バンクのCRSTへの参加は任意。</li> </ul>
シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融機関は、以下の4つのシナリオを用いる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ネットゼロ2050</li> <li>- 無秩序な（divergent）ネットゼロ</li> <li>- 国が決定する貢献（NDCs）</li> <li>- マレーシアにおける200年に1度の1回の洪水（※2024年1月1日に発生する前提）</li> </ul> </li> </ul>
シナリオ変数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候関連の変数：地表付近の気温、シャド-炭素価格の経路、排出経路、グローバルおよび国内のエネルギー価格、エネルギー消費とエネルギー・ミックス</li> <li>• マクロ経済関連の変数：GDP、特定のセクターの粗付加価値（GVA）、個人・政府消費および投資、財・サービスの輸出入、消費者物価指数、失業率、住宅価格指標</li> <li>• 金融市場関連の変数：政策金利、国債・債券金利（3、5、10、15年）、実質実効為替相場、対米ドル為替相場、株価</li> </ul>
時間軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2023年12月から2050年までの27年間。</li> <li>• 2023年12月末のバランスシートをベースとして、定量評価を実施。マネジメント・アクションは勘案しない。</li> <li>• 計測された影響について、2029年までは毎年、それ以降は5年ごとの結果を報告する。</li> </ul>
対象とするエクスポージャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融機関は、気候シナリオが重要な財務リスクのエクスポージャーに与える影響を評価する。</li> <li>• 銀行は信用リスクの評価に際し、保険会社は市場リスクの評価に際し、それぞれ定量的なアプローチを用いる。市場リスク（銀行の場合）、信用リスク（保険会社の場合）、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクの評価においては、定性的なアプローチを用いることができる。保険会社の責任リスク（liability risk）は2024年CRSTの対象とはしない。</li> </ul>

インプリケーション：アジアの中では先進的な取組みであると考えられる。気候リスク管理という観点で、マレーシアに拠点を有している日本の金融機関にも対応が求められる可能性が高まるものと考えられる。

（参考）BNM ‘Climate Risk Stress Testing Methodology Paper’

## H: 馬 BNM、金融商品にかかる情報の開示規則（案）を公表（2月29日）

- マレーシア中央銀行（BNM）は、3月29日を期限として、「金融商品の透明性と開示」と題する政策文書を市中協議に付した。同政策文書は、金融商品にかかる情報の開示に関して、銀行、保険会社、金融アドバイザー等の金融サービス・プロバイダ（FSP）が遵守すべき基準およびガイダンスを提示している。基準およびガイダンスの概要は以下のとおり。

監督と説明責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPの取締役会と経営陣は、金融商品のための良い開示の実務が採択されることを確保するため、実効的なリーダーシップ、指示および監督を行わなければならない。</li> </ul>
主要な開示の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、①適時性、②明確さと簡易さ、③正確性、関連性および十分性、④重要な情報の強調、ならびに、⑤一貫性と比較可能性、にかかる開示の原則を採択することによって、金融消費者の情報ニーズに配慮しなければならない。</li> <li>適時性 <ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、消費者が情報に基づく意思決定を行うことができるよう、消費者に対する商品に関する情報の提供がタイムリーかつ最新のものであることを確保すべきである。</li> <li>FSPは、①契約前、②契約時、③契約後の3つの段階それぞれにおいて、適切な情報を消費者に提供しなければならない。</li> </ul> </li> <li>明確さと簡易さ <ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、金融商品に関する開示が簡潔であり、また、意図した目的に合致していることを確保しなければならない。</li> </ul> </li> <li>正確性、関連性および十分性 <ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、消費者が金融商品について情報に基づく意思決定ができるよう、正確で、関連性があり、十分な情報を開示しなければならない。それには、商品の特性、リスク、手数料および契約上の権利と義務を含む。</li> </ul> </li> <li>重要な情報の強調 <ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、金融商品の主な契約条項や特性に消費者の注意を向けるようにしなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
開示のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、契約前の段階において、消費者が金融商品の特性やリスク、手数料等について基本的な理解を得ることができるよう、十分な開示を行わなければならない。</li> <li>FSPは、契約締結時において、重要な契約条項や条件について説明しなければならない。</li> <li>FSPは、金融商品の契約期間において、継続的な開示を行うようにしなければならない。</li> </ul>
デジタル開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、デジタル・チャンネルを通じて消費者に対して開示される商品にかかる情報が、容易にアクセスでき、明確で、目立つものであることを確保しなければならない。</li> </ul>
顧客情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客情報を金融グループ内の他のエンティティやアライアンス・パートナー等の第三者に対して開示しようとするFSPは、そのような開示を行うことについて、事前に顧客の同意を文書によって取得しなければならない。</li> </ul>
宣伝のための開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、金融商品にかかるすべての宣伝素材が関係する法令に準拠していることを確保するため、十分かつ実効的な内部システム、プロセスおよび手順を整備しなければならない。</li> </ul>
言語にかかる要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、商品にかかる情報を消費者に開示する際、バハサ・マレーシア（公用語）の利用を優先しなければならない。</li> </ul>

商品に固有の開示要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、別に定める商品に固有の開示要件に準拠することを求められる。</li> </ul>
商品開示シート	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、商品の比較と情報に基づく意思決定を可能にするため、消費者に対して商品開示シート（product disclosure sheet：PDS）を提供しなければならない。</li> </ul>
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>FSPは、仲介者が法令を遵守することを確保しなければならない。仲介者による法令違反については、FSPが完全な説明責任を負う。</li> </ul>

インプリケーション：各国において、消費者への説明や情報提供の観点から、金融商品にかかる透明性のより一層の確保が求められるようになってきている印象を受ける。顧客本位の業務運営の観点から、この分野におけるより強固な国際的な監督基準が策定されることも有意義であると考えられる。

（参考）BNM ‘Exposure Draft on Product Transparency and Disclosure’

## 執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社



# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をすることはできません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301